賦課金の納入に関する規約

(目 的)

- 第 1 条 この規約は札幌市管工事業協同組合(以下「組合」という。) 定款第16条(経費の賦課) の規定に基づき、組合員が組合に対する義務の履行を円滑に促進する目的をもって定める。 (納入期限の順守)
- 第 2 条 組合員は定款、規約等に基づいて定められた金額を所定期限まで、納入しなければならない。

(納入方法)

第 3 条 賦課金の納入は原則として銀行口座自動振替によるものとする。

(延滞金の徴収)

第 4 条 組合は組合員が定款第22条(延滞金)の規定に該当した場合は、履行期限の到来した翌日から履行の日まで年利14.6パーセントの割合で延滞金を徴収する。

ただし、延滞金の確定金額(以下「確定延滞金」という。)に 100円未満の端数があるとき、 又はその全額が 1,000円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てとする。

- 2 前項に該当する組合員は延滞金を未納賦課金にあわせて納入しなければならない。
- 3 確定延滞金はその計算の基礎となる未納賦課金の完納をもって生ずる。

(除名処分)

- 第 5 条 組合は、組合員が賦課金及び確定延滞金を滞納した場合、定款第13条(除名)の規定 に基づき除名することができる。
- 2 前項の除名処分の対象者は未納賦課金及び確定延滞金をその納入すべき日の翌日から1年以上滞納した組合員とする。
- 3 除名処分の対象者が定款第47条(理事会の議決事項)に規定される総会の提出議案審議の理事会開催日の前日まで当該未納金額全額を支払い除名事由に該当しなくなった場合、組合は理事会の議決を経て、その組合員を除名処分の対象から除くことができる。

(充 当)

- 第 6 条 納入した金額が未納賦課金及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは納入 金額を未納賦課金、延滞金の順に充当する。
- 2 未納賦課金について、支払い期日が先に到達したものから充当する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は昭和60年2月22日から施行する。

(経過規定)

2 この規約の施行の日以前に既に未納となっているものについては、この規約第4条(延滞金

- の徴収)の条項を昭和60年3月1日から適用する。
- 3 この規約第3条第1項第1号の賦課金銀行口座自動振替は昭和60年7月1日から実施する。

附 則

この規約は、昭和62年3月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年2月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年2月21日から施行する。